

パラセーリング委員会強化小委員会組織運営規程(細則)

公益財団法人日本セーリング連盟

パラセーリング委員会

1. パラセーリング委員会強化小委員会設置の目的

パラセーリング委員会(以下、「本委員会」)は、以下の業務遂行を目的として、パラセーリング委員会強化小委員会組織運営規程(細則)(以下、本規程)により強化小委員会(以下、「パラ強小委」)を組織し運営する。

2. パラ強小委の業務

- (1)パラセーリング強化選手規程(以下、パラ強選手規程)に基づく強化選手の認定
- (2)パラセーリング強化スタッフ(含むコーチ)規程(以下、パラ強スタッフ規程)に基づく強化スタッフの認定
- (3)強化や選手派遣に関する戦略や方針の決定

3. パラ強小委の編成・組織

(1)以下の6人により構成される。

- 1)パラ強小委委員長:本委員会の指名による。指名がされない場合は、同委員会の長が指名する。
- 2)パラ強小委副委員長:パラ強小委委員長が3)に定める資格・条件のいずれかを満たす者を指名する。同副委員長は、パラ強小委委員長の職務遂行を補佐する。
- 3)パラ強小委委員:パラ強小委委員長が、以下に定める資格・条件に合致する者を各1名指名する。
 - ①本委員会委員で公益財団法人日本パラスポーツ協会(JPSA)公認パラスポーツ指導員資格者
 - ②本委員会委員外で公益財団法人日本パラスポーツ協会(JPSA)公認パラスポーツ指導者資格等の有資格者、及び本委員会の活動目的に賛同する医療関係有資格者
 - ③本委員会委員で、JSAF 国際委員会に所属する者
 - ④本委員会外で、JSAF の強化部門に所属する者パラ強小委の委員の選任は、JSAF 理事会の承認を受けて決定する。

(2)パラ強小委の設置場所及び指揮

パラ強小委は本委員会内に每期設置され、パラ強小委の委員長がその指揮にあたる。

4. パラ強小委の運営

(1)強化選手の認定:パラ強選手規程上の各大会及び選考会の候補選手の成績の確定、並びに選考に影響を及ぼす状況に際し、パラ強小委委員長は強化選手選考会を招集するものとする。

パラ強小委委員長による招集がされない場合は、パラ強小委委員はその招集を要求できるものとする。

(2)強化スタッフの認定;パラ強スタッフ規程の認定条件に定められた強化スタッフの認定の可能性、及び認定に影響を及ぼす状況の発生に際し、パラ強小委委員長は強化スタッフ選考会を招集するものとする。パラ強小委委員長の招集がされない場合は、パラ強小委委員はその招集を要求できるものとする。

(3)パラ強選手選考会・パラ強スタッフ認定会: パラ強選手選考会・パラ強スタッフ認定会は、対面、電話、Web 会議、E-mail、書面回付等の方法で実施可能とし、パラ強小委委員に事故のある場合を除き全員参加とする。パラ強小委の議事は非公開とするが、パラ強選手及びパラ強化スタッフの選考・認定結果は速やかに当該選手及び当該強化スタッフ並びに本委員会に報告され、本委員会はこれを公示するものとする。

5. 雑則

その他、本規程(細則)に定め無き事項は、本委員会が定める。

6. 制定と改訂

(1)本規程は 2023 年 2 月 25 日付制定とする。

(2)本規程は必要に応じて改訂することができる。

改訂履歴

2023 年 6 月改訂

2023 年 12 月改訂

以上